

平成十三年一月十二日受領
答弁第五八号

内閣衆質一五〇第五八号

平成十三年一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 福田康夫

衆議院議長 綿貫民輔 殿

衆議院議員井上和雄君提出水道水へのフッ素添加に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井上和雄君提出水道水へのフッ素添加に関する質問に対する答弁書

一について

水道事業者である市町村等に対して水道水への弗化物の添加を指導することはしないという政府の方針に変更はない。

二について

沖縄県及び同県具志川村に対しては、一般論として、水道水に弗化物を添加することについて市町村等から技術支援の要請があつた場合、水道利用者の理解及び地元の歯科医師会等の協力が得られていること並びに水質基準に関する省令（平成四年厚生省令第六十九号）に規定する水質基準に適合することを前提として、歯科保健の向上の観点から、「歯科疾患の予防技術・治療評価に関するフッ化物応用の総合的研究」（平成十二年度厚生科学研究）等の成果を活用しつつ、その要請に適切に応じていく旨を回答した。